

## 統計リテラシー向上に向けた一般用マイクロデータの作成について

## 擬似マイクロデータ

試  
行

- ・ 統計法第33条第1号の規定に基づき、「統計的研究」として調査票情報を活用。
- ・ 調査票情報から高次元クロス表を作成し、そこから統計量を導き、その統計量を満たすデータを乱数により発生させ、マイクロデータの形式として作成したもの。
- ・ 現在は、全国消費実態調査の擬似マイクロデータを試行提供中。

- ・ 一般供用を可能とするため、調査票情報を用いずに作成
- ・ 結果表に併せ必要な統計量を導き、作成を検討

## 現行の提供マイクロデータ

将  
来  
像

## 一 般 用

大学、高等学校等における  
教育用として広く使用できる  
マイクロデータとして提供

企業経営における統計的  
手法の学習用データ、システム  
検査用データ等として提供

## 学術・高等教育用

匿名データ  
(法第35条、36条)

(提供条件)

- ①学術の発展に資すると認められる場合
- ②高等教育の発展に資すると認められる場合

## 研 究 用

調査票情報  
(法第33条第2号)

(提供条件)

- 次の統計を作成する者に提供
- ①行政機関等が委託又は共同研究において作成する統計
  - ②科研費等の対象となる研究に係る統計
  - ③行政機関等が政策の企画立案等に必要となる統計